

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 規則 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	四九
○ 告示 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	四九
○ 告示 県営土地改良事業計画を変更した件	四〇
○ 告示 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件	四〇
○ 告示 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四〇
○ 告示 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件	四〇

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五十七号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十三年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一株式会社東邦銀行郡山荒井支店の項中「郡山市安積町」を「郡山市巴六段」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

（出納総務課）

### 福島県告示第五百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年七月二十日から同年八月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字葉師前七九番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年七月二十日から同年八月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課商工観光に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
COOP BESTA ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館の下三三九番地
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、門田第四地区に係る県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年七月二十三日から  
同 年八月十三日まで （二十二日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百九十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成三十年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間
一般国道三 四九号	伊達市梁川町字大町一丁目四八番地先から同市梁川町字右城町五六番一地先までの上り線 伊達市梁川町字右城町一五番八地先から同市梁川町字大町一丁目二二番一地先までの下り線

（道路計画課）

公 告

公告第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

磐梯西部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 小林 嘉信

同 鈴木 一三

同 高畑 松男

同 加藤 要

同 日下 仁

同 田中 勝行

同 五十嵐 春彦

同 吉田 利雄

同 田部 忠一

同 佐藤 久夫

同 佐藤 澄雄

同 伊賀 健一

同 小林 修治

同 佐藤 榮雄

就任した役員

役別 氏名

理事 田部 忠一

同 鈴木 一三

同 高畑 松男

同 吉田 利雄

同 田中 茂

同 田中 伸一

同 矢吹 敏春

同 穴澤 明廣

同 五十嵐 春彦

同 佐藤 澄雄

同 加藤 元秋

同 田中 重博

同 加藤 正巳

同 篠原 三郎

住所

耶麻郡磐梯町大字大谷字落合四二〇二番地

同 町大字大谷字北原三九三三番地

同 町大字赤枝字倉石一三一一番地

同 町大字赤枝字田中一一二番地

同 町大字大谷字滑石六〇六六番地

同 町大字大谷字滑石六〇六四番地

同 町大字大谷字上屋敷六八番地

同 町大字大谷字上ノ前一〇一番地

同 町大字大谷字村上一五三三番地

同 町大字大谷字落合四二一七番地

同 町大字赤枝字赤枝三〇番地

同 町大字大谷字西前田四一一五番地

同 町大字大谷字落合四一九三番地

同 町大字赤枝字赤枝五四番地

同 町大字大谷字赤枝五四番地

同 町大字大谷字村上一五三三番地

同 町大字大谷字北原三九三三番地

同 町大字赤枝字倉石一三一一番地

同 町大字大谷字上ノ前一〇一番地

同 町大字大谷字入倉六一二番地

同 町大字大谷字入倉六一二番地

同 町大字大谷字落合四二〇一番地

同 町大字大谷字落合四一八一番地

同 町大字大谷字上屋敷六八番地

同 町大字赤枝字赤枝三〇番地

同 町大字赤枝字田中一一〇八番地

同 町大字大谷字入倉六一五番地

同 町大字赤枝字宮在家二〇〇番地

同 町大字大谷字上屋敷八七番地

同 町大字大谷字上屋敷八七番地

（農村計画課）

公告第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成三十年七月二十日

土地改良区  
小川町土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

清算人 草野 弘嗣

同 根本 藏

同 平塚 宏

同 長谷川 章

同 草野 宗弘

同 草野 貞幸

同 會川 和美

同 宮内 喜三

住所

いわき市小川町高萩字家ノ前一八番地

市小川前町下桶売字藪ノ上二九番地

市小川町塩田字南一〇三番地

市小川町柴原字永久保八八番地

市小川町下小川字寺内一番地の一

市小川町上小川字表一五番地

市平赤井字日渡三三番地

市平赤井字大門六二番地

福島県知事 内堀 雅 雄

(農村計画課)